

原規規発第2204282号

令和4年4月28日

国立大学法人京都大学
学長 湊 長博 殿

原子力規制委員会
(公印省略)

京都大学複合原子力科学研究所原子炉設置変更（臨界実験装置の変更）について

令和元年5月31日付け19京大施環化第47号（令和3年10月4日付け21京大施環化第79号、令和3年11月10日付け21京大施環化第95号、令和4年2月22日付け21京大施環化第131号及び令和4年3月14日付け21京大施環化第142号をもって一部補正）をもって申請があった標記の件については、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和32年法律第166号）第26条第1項及び第76条の規定に基づき、承認します。